

令和3年1月29日

市町農政担当部課長様  
農業協同組合営農担当部課長様

新潟県新潟地域振興局農林振興部長

大雪で被災した農業用施設の再建等に係る書類の保管  
について（周知依頼）

令和2年12月から令和3年1月にかけての大雪により被災した農業者に対し、現在、農林水産省において支援策の検討が行われているところですが、過去の同省の支援策では、事業計画承認前に着工した取組であっても、着工に係る証拠書類を保管していることを条件に、事後的に補助対象とされた経緯があります。

つきましては、今般の大雪により被災された農業者に対し、被災施設や機械等の再建や修繕、撤去等を行う場合には、下記の書類等を整備・保管いただくよう、周知をお願いします。

#### 記

- 1 施設等の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額がわかる書き物や写真
- 2 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

|  |
|--|
| 担 当 農業企画課 登坂<br>電 話：0250-24-9620<br>F A X：0250-24-7188 |
|--|